一般社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター広告掲載、配付規程

(平成15年8月1日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)が作成又は配付する各種情報提供物等に、広告を掲載又は広告物を配付する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供物)

- 第2条 サービスセンターが作成又は配付する情報提供物とは、次の各号をいう。
 - (1) 会報「かわせみ」
 - (2) ガイドブック
 - (3) パンフレット
 - (4) チラシ
 - (5) その他

(広告の種類及び範囲)

- 第3条 情報提供物に広告を掲載又は配付することができるものは、会員の利便性向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれかにも該当しないものとする。
 - (1) サービスセンターの事業活動に反するもの
 - (2) 風俗店営業に関するもの
 - (3) その他、サービスセンターの事業活動に支障が生じる恐れのあるもの

(掲載等の申請)

第4条 情報提供物に広告を掲載又は広告物の配付をしようとする者(以下「依頼者」という。) は、サービスセンターに広告掲載・配付申請書(第1号様式)に必要な事項を記載し、サービスセンターに提出しなければならない。

(掲載等の制限)

第5条 情報提供物への広告の掲載及び広告物の配付は、併せて1依頼者について当該年度内 2回を限度とする。

(掲載等の許可)

第6条 サービスセンターは、広告掲載・配付申請書を審査し、掲載を承諾したときは、依頼 者に広告掲載・配付承諾書(第2号様式)を交付するものとする。ただし、広告の掲載位置 は、サービスセンターが指定するものとする。

(広告原稿)

- 第7条 広告掲載・配付の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿の作成に当たって、内容等について、事前にサービスセンターと協議の上、決定するものとする。
- 2 広告原稿の内容及び作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

(広告配布物の提出)

第8条 広告主は、サービスセンターの指定する期日までに広告原稿又は配布する広告物を提出しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

- 第9条 サービスセンターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載又は配付の決 定を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告原稿又は広告物の提出がないとき

- (2) 第7条に規定する広告内容の協議を広告主が行わないとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、サービスセンターが広告掲載及び配付が適切でないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

- 第10条 広告主は、自己の都号により広告掲載又は配付を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載又は配付を取り下げるときは、広告主は書面によりサービスセンターに申し出なければならない。

(広告掲載料等)

- 第11条 広告掲載料又は配付料は、別表―1に定めた額とする。但し、会員にとって特段有利であると理事長が認めたものについては、この限りではない。また、サービスセンター会員事業所の広告物の配付については、A4版以下のもの1枚に限り年度内1回は無料とする。(広告掲載料等の請求)
- 第12条 サービスセンターは、情報提供物に広告を掲載又は広告物を配付したときは、速やかに依頼者に広告掲載料又は配付料を請求することとする。
- 2 広告掲載料及び配付料の請求金額は、掲載・配付時期の前月末の会員数・利用会員数に基づくものとする。但し、事業所宛配付の場合は、さらに基本料がプラスされる。

(広告掲載料等の納入)

第13条 依頼者は、サービスセンターから広告掲載料等の請求を受けたときは、請求額を指 定された納入期限までに納入しなければならない。

(委 任)

第14条 この規程に定めるもののはか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年8月1日に施行し、平成15年6月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成16年7月1日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成24年3月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表-1 広告掲載・配付料

	サイズ		単位	金 額 (円)		
種類				会員事業所	関連事業所	その他
会報掲載料	A 4 版	全ページ	1 1 7	24,000	32,000	40,000
		2分の1		12,000	16,000	20,000
		3分の I		9, 000	12,000	15,000
		4分の I		6, 000	8, 000	10,000
		6分の I		4, 500	6,000	7, 500
		8分の I		3, 000	4, 000	5, 000
チラシ配付料	A 3版	二つ折り		5	6	7
	B 4版	二つ折り	1枚	4	5	6
	A 4 版		1 11	3	4	5
	B 5版			3	4	5

^{*}ガイドブック、パンフレットの掲載料は、会報掲載料を基準として積算する。

^{*}チラシで二つ折りの作業を伴う場合は、1枚当たり5円を別途申し受けるものとする。

^{*}チラシを事業所宛で配付する場合は、上記金額の他、基本料として 5,000円を申し受けるものとする。

^{*}関連事業所とは、サービスセンターと割引等の契約をし、会員に対し有利な取り扱いをしている事業所及び日野市内に本店又は支店のある事業所

広告掲載・配付申請書

一般社団法人 日野市勤労者福祉サービスセンター 理事長 様

下記のとおり、広告の(掲載 ・ 配付)を申請いたします。

申請者 住 所

事業所名

代表者名

担当者名	連絡先	Tel	()
		FAX	()

名称	
掲載・配付時期	平成 年 月 1日 掲載・配布
掲載·配付物	かわせみ・ガイドブック・パンフレット・チラシ・その他
掲載・配付サイズ	1/1、1/2、1/3、 A3(二つ折り)・B4(二つ折り)・ 1/41/6、1/8 A4・B5・その他
配付対象	事業所宛・利用会員宛
掲載・配付単価	円/コマ 円/枚
チラシ納入日	平成 年 月 日

広告掲載·配付承諾書

様

一般社団法人 日野市勤労者福祉サービスセンター 理事長 印

下記のとおり、広告の(掲載・配付)を承諾いたしました。

名称	
掲載・配付時期	平成 年 月 1日 掲載・配布
掲載·配付物	かわせみ・ガイドブック・パンフレット・チラシ・その他
掲載・配付サイズ	1/1、1/2、1/3、 A3(二つ折り)・B4(二つ折り)・ 1/41/6、1/8 A4・B5・その他
配付対象	事業所宛・利用会員宛
掲載・配付単価	円/コマ 円/枚
チラシ納入日	平成 年 月 日

^{*}掲載・配付金額は、掲載・配付単価×掲載・配付時期の前月末の会員数・利用会員数となります(事業所宛配付の場合は、さらに基本料がプラスされます)。

^{*}チラシの二つ折りの作業を当サービスセンターで行う場合は、1枚当たり5円を別途申し受けます。